介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) 開始に伴う定款への記載について

島本町では、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)」を開始しています。

総合事業の開始に伴い、事業実施根拠となる事業名称が変更となりますので、 以下のとおり変更等の対応をお願いします。

なお、定款変更のみをもって、事業者指定の変更届出手続きを行う必要はありません。

【対象】

総合事業を実施する事業所(みなし指定を含む。)を運営する法人

【定款の記載例】

- ・「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」
- ・「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
- ・「介護保険法に基づく第1号通所事業」
- ・「介護保険法に基づく第1号事業」など

【注意】

- ・定款の記載方法について、法人の所轄庁から別途指示がある場合は、この限り ではありません。
- ・第1号訪問事業には、現行相当サービス(訪問介護相当サービス)及び緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)を含みます。
- ・第1号通所事業には、現行相当サービス(通所介護相当サービス)及び緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)を含みます。
- 第1号事業には、第1号訪問事業と第1号通所事業を含みます。
- ・医療法人、社会福祉法人等は、必ずそれぞれの所轄・監督官庁へ相談のうえ、 変更手続きを行ってください。

お問い合わせ先

島本町 健康福祉部 高齢介護課 電話:075-962-2864